

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	鶴田町

鶴田町鳥獣被害防止計画

令和8年3月19日作成

<連絡先>

担当部署名 鶴田町農業振興課
所在地 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
電話番号 0173-22-2111
FAX番号 0173-22-6007
メールアドレス nousin@town.tsuruta.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鶴田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	—	—
アライグマ	果樹（ぶどう）	被害額 1,023 千円 被害面積 14.3 a
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
ツキノワグマ	—	—
ハクビシン	—	—
合計		被害額 1,023 千円 被害面積 14.3 a

(2) 被害の傾向

①カラス 主にリンゴ園におけるリンゴの袋剥ぎ被害が発生している。
②アライグマ 主に7月から10月にかけて農作物の食害が発生している。また、被害は水元地区が多い。
③ニホンジカ 農林業被害はないが、目撃情報が確認されたことから、今後の被害が懸念される。
④イノシシ 農林業被害はないが、過去に目撃情報が確認されたことから、今後の被害が懸念される。
⑤ツキノワグマ 農林業被害はないが、目撃情報が確認されたことから、今後の被害が懸念される。
⑥ハクビシン 農林業被害はないが、目撃情報が確認されたことから、今後の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①カラス

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

②アライグマ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	1,023 千円	573 千円
被害面積	14.3 a	10.4 a

③ニホンジカ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

④イノシシ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑤ツキノワグマ

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑥ハクビシン

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑦計

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	1,023 千円	573 千円
被害面積	14.3 a	10.4 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>カラスの捕獲については平成27年度から猟友会五所川原支部に委託し、捕獲を行ってきた。</p> <p>また、令和7年度からは鶴田町鳥獣被害対策実施隊が捕獲を行なっている。</p> <p>アライグマについては町で捕獲用の箱わなを準備し、農業者への貸出しを実施している。</p> <p>なお、捕獲された場合、町職員がそれを引き取り、動物病院に殺処分を依頼している。</p>	<p>カラスの捕獲を実施すると、他地区へと移動するため広範囲で捕獲を行う必要があるが、実施隊員が少ないため、広範囲での捕獲は困難である。</p> <p>アライグマは足跡や農作物への被害が発生しているため今後被害が増加する可能性がある。</p> <p>また、箱わなを設置しても捕獲できない場合があり、利用者に適切な指導・助言が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	—	—
生息環境管理その他の取組	<p>農作物残渣の撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行うとともに、被害発生要因の把握に努めている。</p> <p>ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民から協力が得られるように、広報誌やHP等で周知を行う。</p>	<p>農作物残渣の撤去などについて、農家への巡回指導・助言のみならず、広報等で注意喚起を行うことが課題である。</p> <p>ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民から協力が得られるように、広報誌やHP等のみならず、SNS等を活用した周知を行うことが課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

	取組方針
捕獲等に関する取組	<p>(1) 捕獲体制の整備に関する取組</p> <p>○ハンターの育成・確保 ハンターの減少や高齢化が進展していることから、新規ハンターを育成するため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施。</p> <p><すそ野の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民向けセミナー等による新規ハンター候補者の掘り起こし <p><狩猟免許取得者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許等の新規取得支援による新規ハンターの育成 ・他の業務で銃を扱う自衛隊員等の参入に向けた働きかけ <p><ハンターのスキルアップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・射撃講習会による若手・中級ハンターの育成・技術向上 <p>○地域ぐるみによる捕獲体制の確立</p> <p>ハンターの負担軽減を図るため、地域ぐるみによる捕獲体制の構築を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業者等とハンターの協働による地域ぐるみでの駆除活動を後押し ・ハンターが少ない(いない)地域の駆除活動をサポートする仕組みの検討
防護柵の設置等に関する取組	<p>(2) 侵入防止電気柵の設置・管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の電気柵整備方針に基づく、戦略的・計画的な整備の推進 <p>(3) 追払い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追払い活動の先進事例等の調査、研究
生息環境管理その他の取組	<p>(4) 生育環境管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業等による放任園、遊休農地対策の実施 ・収穫残渣や放任果樹の適正処理に関する啓発 ・鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。 ・農作物残渣の撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。 ・ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民から協力が得られるように、広報誌やHP等で周知を行う。 <p>(5) 鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や実施隊の研修受講による防除対策に関する正しい知識と技術の習得 ・職員や実施隊を講師とした地域住民向け講習会等による知識と技術の普及

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>カラスの捕獲は、鶴田町鳥獣被害対策実施隊が実施する。</p> <p>アライグマの捕獲は「鶴田町アライグマ防除実施計画」に基づき実施する。</p> <p>ハクビシンの捕獲は、基本的にわなで実施する。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな(ツキノワグマについては箱わなに限る。)又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p> <p>関係機関や団体と連携し、被害状況を把握、共有する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鶴田町アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。	
①カラス	今後、リンゴ等への被害の増加が見込まれることから、対策を強化することとし、年間捕獲計画数を120羽とする。 捕獲実績 令和4年度 115羽、令和5年度 143羽、令和6年度 109羽
②アライグマ	近年アライグマの捕獲数が増加傾向にあるため、可能な限り捕獲する。 捕獲実績 令和4年度 25頭、令和5年度 23頭、令和6年度 38頭
③ニホンジカ	農林業被害防止のための予察を含め、可能な限り捕獲する。
④イノシシ	農林業被害防止のための予察を含め、可能な限り捕獲する。
⑤ツキノワグマ	農林業被害防止のための予察を含め、必要最小数を捕獲する。
⑥ハクビシン	農林業被害防止のための予察を含め、可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	120羽	120羽	120羽
アライグマ	25頭	25頭	25頭
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鶴田町アライグマ防除実施計画」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて、捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな（ツキノワグマについては箱わなに限る。）又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鶴田町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

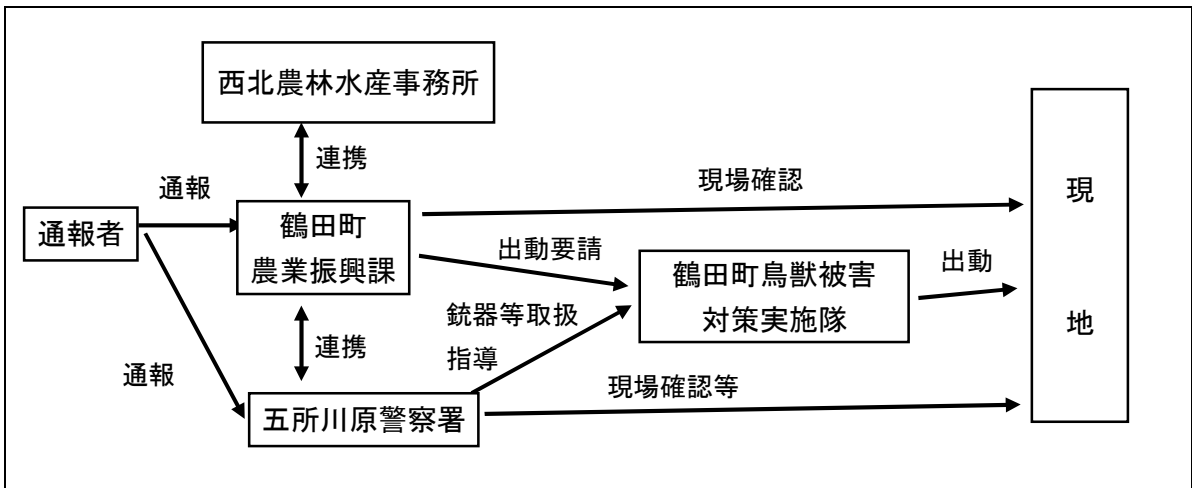
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カラス アライグマ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン	<p>○生育環境管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業等による放任園、遊休農地対策の実施 ・収穫残渣や放任果樹の適正処理に関する啓発 ・鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。 ・農作物残渣の撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。 ・ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民から協力が得られるように、広報誌やHP等で周知を行う。 <p>○鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や実施隊の研修受講による防除対策に関する正しい知識と技術の習得 ・職員や実施隊を講師とした地域住民向け講習会等による知識と技術の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鶴田町農業振興課	防災無線等を利用し町民へ周知するとともに、県及び警察、実施隊と連携した対応をとる。
西北農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	町と連携した対応をとる。
青森県猟友会各支部	町と連携し、緊急捕獲等の対応をとる。
五所川原警察署	銃器等の取り扱いに関する助言指導を行うとともに、町と連携した現場確認等の対応を取る。
鶴田町鳥獣被害対策実施隊	町と連携しながら、対象鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鶴田町アライグマ防除実施計画書」に基づき、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、鶴田町鳥獣被害対策実施隊の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、鶴田町が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

上記8(1)により、処理加工施設を整備する予定はなし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

上記8(1)により、処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等を行う予定はなし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鶴田町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
鶴田町農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
西北農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導、助言を行う。
五所川原警察署	銃器等の取り扱いに関する指導、助言を行う。
つがるにしきた農業協同組合	対象地域を巡回し営農指導、情報提供を行う。
青森県猟友会各支部	対象鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
青森県農業共済組合 津軽支所	農家からの被害情報収集、対策情報提供、営農指導を行う。
鶴田町農事振興会連合会 鶴田町農業委員会	鳥獣の関連情報の提供、地域農家の協力体制の構築を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北津軽森林組合	林業被害に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、鶴田町の職員及び青森県猟友会各支部会員より選出し構成する。

(別紙 鶴田町鳥獣被害対策実施隊 体制図参照)

鶴田町鳥獣被害対策実施隊の活動

- ・ 被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携して活動する。
- ・ 被害農家への啓発や防除方法の指導をする。
- ・ 銃器による捕獲に加え、箱わなの設置により捕獲体制を強化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、鳥獣対策を一体となって推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣に関する情報提供等、隣接する市町村や関係機関との連携を図っていく。